【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【会社名】 ICDAホールディングス株式会社

【英訳名】 International Conglomerate of Distribution for

Automobile Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 向井 弘光

【本店の所在の場所】 三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の1

【電話番号】 059-381-5540

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 黒田 悟郎

【最寄りの連絡場所】 三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の1

【電話番号】 059-381-5540

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 黒田 悟郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成28年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 1 株につき金50円 総額104,996,800円 効力発生日 平成28年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部を変更するものであります。また、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結するために定款の一部変更をするものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

向井弘光、向井俊樹、江藤隆仁、黒田悟郎、髙木純一を取締役(監査等委員である取締役を除く。) に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

桶本進、伊藤保元、山川明伸を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額300,000千円以内(内、社外取締役30,000千円以内)とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とするものであります。

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

小村則昭、新堂智康、桶本進に対して、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰 労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、小村則昭および新堂智康につ いては取締役会に、桶本進については監査等委員である取締役の協議に、それぞれ一任するもので あります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成(反	吉果及び 対)割合 6)
第1号議案 剰余金処分の件	13,588	6		(注) 1	可決	99.96
第2号議案 定款一部変更の件	13,584	10		(注) 2	可決	99.93
第3号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) 5名選任の件 向井	13,574 13,577 13,581 13,581 13,575	20 17 13 13		(注) 3		99.85 99.87 99.90 99.90 99.86
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 桶本 進 伊藤 保元 山川 明伸	13,579 13,579 13,577	15 15 17		(注) 3	可決可決	99.89 99.89 99.87
第5号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) の報酬等の額決定の 件	13,506	88		(注) 1	可決	99.35
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	13,509	85		(注) 1	可決	99.37
第7号議案 退任取締役および退 任監査役に対し退職 慰労金贈呈の件	13,494	100		(注) 1	可決	99.26

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。